

## 一般社団法人日本外科学会入会規則（定款施行細則第1号）

**第1条** この法人（以下、本会と略記）の入会については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

**第2条** 定款第5条の規定によって本会の正会員として入会することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1) 外科学に関する知識又は経験を有する医師
  - 2) その他理事会によって前号に準ずると認められた者
- 2 前項第1号に該当する者は、本会の準会員として入会することができない。また、準会員が前項第1号に該当した場合は、速やかに正会員に移行しなければならない。

**第3条** 本会の正会員若しくは準会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）に、すべての所定事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本会事務所に提出しなければならない。

2 入会申込書には、本会代議員又は本会指定施設の指導責任者の入会推薦書を添付しなければならない。

**第4条** 本会の正会員若しくは準会員になろうとする者は、定款第6条及び前条に定めるもののほか、入会手数料として2,000円を納入しなければならない。

**第5条** 既納の入会手数料は、いかなる事由があつ

ても返還しない。ただし、理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された当該年度の会費は、これを返還する。

**第6条** この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

**第7条** この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

**第8条** この規則に定める入会申込書及び入会推薦書の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

**第9条** 令和6年10月1日をもって、第3条2項を「入会申込書には、本会代議員又は指導医の入会推薦書を添付しなければならない。」に変更する。

### 附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、令和5年4月26日から変更する。
- 3 この規則は、令和6年4月17日から変更する。
- 4 この規則は、令和7年4月9日から変更する。